

「京都府南部消防指令センター」の共同運用開始について

本市では、京都府南部地域の 9 団体の消防指令業務を共同で行う「京都府南部消防指令センター」の運用に向け、消防指令システム等の整備（令和 6 年度から令和 8 年度まで）を進めてきました。

このたび、当該整備が予定どおり進捗したことから、令和 8 年 12 月から、新たに整備した「京都府南部消防指令センター」において、本市を含む京都府南部地域の 5 団体による第 1 期運用（仮運用）を開始する予定となりましたので、御報告いたします。

1 京都府南部消防指令センターの概要

(1) 構成団体（9 団体（構成 16 市町村（8 市 7 町 1 村）））

ア 第 1 期運用（5 団体）（令和 9 年度本格運用開始）

京都市、京田辺市、久御山町、精華町及び乙訓消防組合

イ 第 2 期運用（9 団体）（令和 12 年度本格運用開始予定）（※）

第 1 期運用（前ア）の 5 団体、宇治市、城陽市、八幡市及び相楽中部消防組合

※ 京都府南部消防指令センターの整備に当たり、各構成団体の既存システムの更新時期に留意し、2 期整備方式を採用している関係で、運用開始時期も 2 期に分けている。

(2) 設置場所

京都府立・京都市消防学校敷地内（京都市消防学校 4 階）

(3) 共同運用の手法

内部組織の共同設置（※）（地方自治法第 252 条の 7）

※ 京都府南部消防指令センターの共同運用に向けて、地方自治法の規定に基づき、消防指令業務に係る事務を処理する内部組織を共同で設置することに関して、全構成団体の議会の議決を経て、令和 8 年 4 月 7 日に規約を定めている。

(4) 共同運用による事業効果

ア 119 番受信・処理能力の向上

イ 消防相互応援の迅速化

ウ 消防体制の充実・強化及び財政面の効果

(5) 消防指令システム等の機能（主なもの）

ア 新技術の導入

(ア) AI 技術の導入

通報者と指令センター員の会話音声、AI 技術を用いて指令台の画面上にリアルタイムに表示する「音声認識テキスト化機能」を導入することで、指令センター員は、通報者との会話及びシステム操作に、より集中することが可能になるため、的確かつ迅速な災害地点の特定につながる。

(イ) 「消防カシグナル」の導入

部隊の出動等により常時変化する各消防本部の消防力の状況を、色分けして地図上で表示できる「消防カシグナル」を導入することで、各消防本部の消防力の状況をリアルタイムで把握することが可能となり、迅速な消防相互応援につながる。

イ 情報共有体制の強化

(ア) モバイル端末を活用した「現場支援システム」の導入

現場活動部隊、京都府南部消防指令センター及び各消防本部において、現場活動部隊が撮影した映像や消防ヘリコプターの上空映像を確認することができる「現場支援システム」を導入することで、リアルタイムでの情報共有が可能となる。

また、京都府医療情報システムにより、病院の空床状況等を現場で確認することができるため、病院交渉の効率化が図られ、傷病者搬送の迅速化につながる。

(イ) 各消防本部に設置する「情報共有端末」の導入

各消防本部、消防署等に「情報共有端末」を導入することで、京都府南部消防指令センターが処理する各種事案情報（通報状況、受信内容、車両運用状況等）をリアルタイムで把握することが可能となる。

2 第1期運用開始日、人員体制等

(1) 第1期運用開始日

ア 第1期仮運用

令和8年12月1日

イ 第1期本格運用

令和9年4月1日

(2) 119番通報回線の切替え時期等

ア 令和8年11月下旬に、本市消防指令センターの119番通報回線を消防局本部庁舎から消防学校に切り替える（本市消防指令センターを消防学校に移転する。）。

イ 令和8年12月から令和9年3月までの間、第1期運用団体（本市を除く。）の119番通報回線を順次、京都府南部消防指令センターに切り替えて、第1期仮運用（消防指令システム等の整備期間中に行う運用をいう。）を行った後、令和9年4月から第1期本格運用を開始する。

ウ 第2期本格運用は、令和12年4月から開始する予定。

(3) 第1期運用時の人員体制

構成団体名	管轄人口割合	割当人員（※2）	配置人員（※3）
京都市	83.23%	54.93人	57人
京田辺市	5.12%	3.38人	2人
久御山町	0.87%	0.57人	0人
精華町	2.06%	1.36人	1人
乙訓消防組合	8.72%	5.76人	6人
計（※1）	100%	66人	66人

※1 66 人の内訳は、指令センター員（交替制勤務者）が 54 人、管理運営要員（毎日勤務者）が 12 人。

※2 割当人員は、管轄人口割合を基に算定している。

※3 実際に配置する人員（配置人員）は、各構成団体の事情等を踏まえ定めている。配置人員が割当人員に満たない構成団体は、当該差分に応じた人件費を負担し、配置人員が割当人員を超える構成団体は、当該差分に応じた人件費を収入する。

3 第 1 期運用（仮運用）開始に向けた研修体制

京都府南部消防指令センターの円滑な稼働や、第 1 期運用団体における消防指令業務の共同運用への円滑な移行を図るため、第 1 期運用（仮運用）開始に向けた研修体制を構築した。

(1) 相互研修（令和 7 年度及び令和 8 年度）

令和 7 年度は、本市と本市以外の第 1 期運用団体が相互に、管轄地域の特性や地理の把握を行ったほか、本市消防指令センターにおける実践的な研修を実施した。また、令和 8 年度においても同様の相互研修を実施している。

(2) 派遣研修（令和 8 年度）

第 1 期運用（仮運用）開始時に実際に配置する指令センター員（本市以外の第 1 期運用団体の職員）を対象に、令和 8 年 10 月から同年 11 月までの 2 か月間、本市消防指令センターにおいて、24 時間勤務体制による実践的な研修を実施する。

4 第 1 期運用（仮運用）開始に伴う市民周知

(1) 市民周知の内容

ア 京都府南部消防指令センターの概要

イ 119 番通報の方法に変更はないこと。

ウ 本市以外の地域の 119 番通報を受け付けるため、通報の際の住所は「京都市」からお伝えいただくこと。

エ 消防署の位置・管轄地域、消防隊・救急隊等の出動体制に変更はないこと。

(2) 市民周知の時期及び方法

時期	主な周知方法
令和 8 年 9 月中旬	・ 報道発表 ・ 消防局公式ホームページに掲載 ・ 消防局公式 SNS に掲載
令和 8 年 10 月	・ 市民しんぶん（令和 8 年 10 月号）に掲載

※ 音声通話による通報が困難な方を対象とした緊急通報用ファクシミリ（通称「消防ファクシミリ」）の番号が変更となることから、令和 8 年 10 月中に、全利用登録者へ個別に周知する。